

ペットショップ等における新型コロナウイルス感染症 感染拡大予防ガイドライン【追補】

令和5年3月10日

一般社団法人全国ペット協会

＜マスクの着用の考え方について＞

- 政府の決定として、新型コロナウイルス感染症について、感染症法にもとづく私権制限に見合った「国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれ」がある状態とは考えられないとの判断にもとづき、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、「5類感染症」に位置づけることとされました。
- 令和5年2月10日に変更された基本的対処方針では、「マスクの着用」について以下の記載があります。
 - － 「マスクの着用」の考え方については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする
 - － マスクの着用は個人の判断に委ねられるものではあるが、事業者が感染対策上または事業場の理由等により、利用者または従業員にマスクの着用を求めることは許容される
 - － この「マスクの着用」の考え方は、令和5年3月13日から適用する
- この政府方針を踏まえ、「ペットショップ等における新型コロナウイルス感染症 感染拡大予防ガイドライン」について、以下のとおり取り扱うこととします。
 - － 令和5年3月13日以降、マスクの着用については、現行のガイドラインの記載によらず、政府方針にもとづき、着用は個人の判断に委ねることとする。なお、事業者個々の判断として、感染対策上または事業上の理由などにより、利用者や従業員にマスクの着用を求めることは許容されるものとする。